

令和6年6月定例会 文教委員会の概要

日時 令和6年7月1日(月) 開会 午前10時
閉会 午前11時23分

場所 第8委員会室

出席委員 阿左美健司委員長
高木功介副委員長
森伊久磨委員、林薫委員、吉良英敏委員、白土幸仁委員、梅澤佳一委員、
小川寿士委員、安藤友貴委員、八子朋弘委員

欠席委員 山崎すなお委員

説明者 【教育局】
日吉亨教育長、佐藤卓史副教育長、
古垣玲教育総務部長、青木孝夫県立学校部長、依田英樹高校改革統括監、
吉田勇市町村支援部長、案浦久仁子参事、小谷野幸也教育総務部副部長、
平野雄三総務課長、井澤清典財務課長、田沼康雄教職員課長、
南雲世匡福利課長、佐藤直樹生涯学習推進課長、飯田徹文化財・博物館課長、
竹野谷一幸県立学校人事課長、杉田和明高校教育指導課長、
廣川佳之魅力ある高校づくり課長、中沢政人県立学校部参事兼特別支援教育課長、
萩原篤大保健体育課長、無川禎久ICT教育推進課長、松本光司人権教育課長、
越晃宏小中学校人事課長、高田淳子義務教育指導課長、
我妻卓哉教職員採用課長、田中雅人生徒指導課長

【総務部】
村松淳学事課副課長

【県民生活部】
勝部武スポーツ振興課副課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第52号	第4期埼玉県教育振興基本計画の策定について	修正可決
第79号	埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決

2 請願 なし

報告事項

指定管理者に係る令和5年度事業報告書及び令和6年度事業計画書について

【第79号議案に対する質疑】

森委員

- 1 県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師はそれぞれ何人いるのか。また、過去に本県で、この公務災害補償を受けた適用事例というのはどのくらいあるのか。
- 2 補償基礎額が改定されると、休業補償以外にどのような種類の補償に影響があるのか。
- 3 補償基礎額が改正案のように定められることになるが、他県と比較してどうなのか。

保健体育課長

- 1 人数であるが、令和6年4月1日現在、学校医759名、学校歯科医248名、学校薬剤師214名である。また、県立学校については、昭和32年の本条例制定以降、適用事例はない。
- 2 公務災害の給付の種類については、療養補償、休業補償、傷病補償、障害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償の7種類である。このうち、療養補償と介護補償以外の五つの補償については、補償基礎額を基礎として補償額が算定されるため、休業補償以外では、傷病補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償に影響がある。
- 3 介護補償の額は、国家公務員災害補償法で定める額と同額にしており、他の都道府県や別の制度である労働者災害補償保険とも同額になっている。また、補償基礎額の算出は、国家公務員の医療職俸給表を基準にしており、国や政令準拠方式で条例等を制定している他の44道府県と同額になっている。

【第79号議案に対する討論】

なし

【第52号議案に対する質疑】

林委員

第4期埼玉県教育振興基本計画案の概要の「8 施策の展開」のうち、「VI 質の高い学校教育を推進するための環境の充実」の「19 子供たちの安心・安全の確保」に関連して2点伺う。令和5年3月1日に戸田市内の中学校に刃物を持った少年が侵入した。幸い生徒には被害はなかったが、取り押さえようとした教員が切りつけられて重傷を負ったという事件があった。

- 1 このような事件が起きた場合には、県教育委員会と市町村教育委員会、学校が連携して対応していくことが重要と考える。令和5年9月定例会の文教委員会において、被害に遭った教員の公務災害補償の手続について、担当課長から「説明すべき立場の校長の知識が十分でなかったこともあり、第三者加害事案及びそれに伴う補償先行についての説明はできなかった」と答弁していた。そもそも県教育委員会の学校に対しての説明が十分でなかったと考えるがどうか。
- 2 今後、教育職員が被害に遭う同様の事件が起きた場合、県教育委員会としてどのように対応していくのか。
- 3 令和6年2月定例会の文教委員会で、執行部から新たな中高一貫校の設置は「6年間を通したカリキュラムや高校の入学選抜がなく、ゆとりがあることなど、子供たちのニーズに応える多様な選択肢の一つである。一方で少子化の進展により、市町村によっては、小・中学校の再編整備等も進めていることから、中高一貫校の設置については今

- 後の生徒数の減少状況、市町村への影響なども慎重に見極めながら、総合的な見地から引き続き検討が必要と考える」との答弁があった。魅力的で特色ある高等学校づくりの推進において、新たな中高一貫校の検討は必要と考えるが、改めてその認識はどうか。
- 4 魅力ある県立高校づくりを推進していく中で、子供たちや社会のニーズに応えるためには、進学先として、多様な選択肢を設ける必要があるのではないかと考える。その選択肢として、国際バカロレア認定校や魅力ある専門学科の新設が有効であると考えているが、検討を進めることについてどうか。

教職員課長

- 1 令和5年9月定例会の文教委員会における答弁については、第三者加害事案の事務手続等について、事前に県から十分に校長への説明ができていない状況で、校長に説明をしていただいたものであり、校長は十分に役割を果たしていたものと認識している。答弁が言葉足らずとなってしまう、申し訳なかった。
- 現在、県では、担当課の職員が、被害に遭われた教員の勤務する学校を訪問し、快復具合や困っていることを直接聞くなど、被害に遭われた教員の立場に立ち、寄り添った丁寧な対応に努めている。

小中学校人事課長

- 2 今後、同様の事件が発生した場合には、まずは教職員の人事を担当する小中学校人事課、県立学校人事課が総合的な窓口となって対応する。被害に遭われた教職員の立場に立って、本人の困っていることや、必要なことを丁寧に把握した上で、県教育委員会の関係課はもとより、犯罪被害者の支援を担当する関係部局や市町村教育委員会、校長と連携しながら、丁寧に対応していく。

高校教育指導課長

- 3 児童生徒や保護者、県民の期待に応える魅力ある県立学校づくりを進めていく上で、中高一貫校は選択肢の一つと考えている。今後の生徒の減少状況、市町村への影響などを慎重に見極めながら、引き続き、総合的な見地から検討を進めていく。
- 4 グローバル化の進展など、社会が大きく変化する中で、国際バカロレア認定校や魅力ある専門学科は、生徒や社会のニーズに応える選択肢の一つであると考えている。今後の生徒の進路希望の状況や指導する教員の育成、地域社会の状況など、考慮すべき事柄を踏まえ、引き続き、検討を進めていく。

森委員

- 1 地域と連携・協働した教育の推進について、部活動において、今まで学校が担っていたことにより担保されていた活動環境の水準は地域クラブ活動へ移行した後もしっかりと担保されるべきだと考えている。ついては、子供たちが将来にわたって多様な活動ができる環境に地域差が生じないように、教育委員会としてもしっかりと対応していく必要があると考えるがいかがか。
- 2 学校が部活動を運営することで、指導レベルもある程度一定に保たれており、地域クラブ活動に移行した際も、それが担保されるべきだと考えている。そこで、地域クラブ活動の担い手でもある指導者においても質と量の確保は重要であると考えているがいかがか。
- 3 競技スポーツの推進について、令和6年度現在、日本で初開催される東京デフリンピックを控えており、第1回目の開催から100周年に当たるが、パラリンピックに比べ認知度が圧倒的に低い状況である。そのような中、令和6年2月定例会の文教委員会で、「今後、ポッチャなどのパラスポーツイベントや県内の学校を対象としたパラスポーツ

体験などの中で、例えば、用具の購入支援などを通して、デフリンピックについても周知していく」という答弁があった。そもそも、パラスポーツとデフスポーツは別大会で開催されており、聴覚障害者はパラリンピックを始めとするパラスポーツ大会には出場できないなど、パラスポーツとデフスポーツは別物である。そのため、デフリンピックがあり、デフスポーツという定義があるわけだが、パラスポーツと切り分けてデフスポーツを推進していくことの必要性についてどう考えているか。

保健体育課長

- 1 各市町村における地域クラブ活動について、子供たちが将来にわたって多様な活動ができる環境に地域差が生じないことは重要であると考えている。今後とも、市町村や競技団体等との連携を密にして課題を共有していくとともに、現在実施している地域クラブ活動に係る実証事業及びその事例等を市町村に情報提供し、市町村の取組をしっかりと支援していく。
- 2 地域クラブの活動の指導者は、単なる技術指導にとどまらず、子供の心身の成長に資することができる人材の確保が重要であると認識している。そこで県では、引き続き、退職教員を登録する人材バンクの活用などを通じ、市町村における地域クラブ活動の指導者確保について、しっかりと支援していく。

スポーツ振興課副課長

- 3 デフスポーツの推進については、東京デフリンピックも意識し、令和5年度からトップアスリート輩出事業の対象者にデフアスリートを加え、スポーツ科学の知見を生かした競技力向上支援を行ってきた。このほか、令和6年度は、デフアスリートのための環境整備として、国の事業を活用して、デフスポーツ特有の用具である陸上競技のスタートランプの購入などを計画し、準備を進めている。5か年計画の中では、デフスポーツを含めてパラスポーツを位置付けており、現行ではこの5か年計画に沿って、パラスポーツに含むものとして施策に取り組んでいる。デフスポーツに着目させるという視点での考え方については、今後、庁内で相談していく。

白土委員

- 1 教育振興基本計画において、施策の体系図が上程内容に入っていない。この後、県民の皆さんに分かりやすく提示する際には、概要版とこの基本計画で体系図を示すのではないかと思うが、概要版は、施策の体系図がメインとなって、県民の皆さんに示すものである。5か年計画では上程内容にも体系図があるが、教育振興基本計画においては体系図がないため、次回の教育振興基本計画の上程の際には、是非提案内容の中に体系図を加えていただきたいと考えるがいかがか。
- 2 資料83ページ、施策8「人権を尊重した教育の推進」における男女共同参画について、子供たちにジェンダーバイアスに気付く機会をつくるのが教育の役割と考えるが、教育委員会としての見解はどうか。

総務課長

- 1 今回、令和6年2月に計画案を示すに当たり、資料4-1として概要を記したものと、資料4-2として全文を記した資料を提供した。資料4-1の概要の3ページから5ページにかけては、10の目標と29の施策までを記載しているが、さらに、各29の施策の下には153の主な取組を掲げている。この153の主な取組を体系的に一覧で見られる資料がないという趣旨と捉えている。内容も多岐にわたり全体が見えにくいとこ

ろもあるので、今後の提案に関しては、資料として作成し加えたい。なお、委員お話しのとおり、この計画をお認め頂き、策定された後に作成する冊子等については、これまでと同様、体系図を含めたものとして県民や関係者に分かりやすく周知していく。

人権教育課長

2 男女共同参画社会を実現する上で、ジェンダーバイアスをはじめ依然として女性の活躍を妨げる、いわゆるガラスの天井が存在しており、その解消を図るために学校の様々な教育活動において、ジェンダー平等を図るための教育を推進することが教育の役割であると考えている。県教育委員会では、これまでも子供たちが発達段階に応じてジェンダーバイアスに気付くことができるような取組を行ってきた。今後とも推進していく。

白土委員

具体的にジェンダーバイアスに気付かせるために、どのような取組を行っているのか。

人権教育課長

例えば、中学校の社会や高校の公共の授業では、男女共同参画に関連して、組織の中での意思決定に女性が関わる割合をどのようにしたら高めていけるのかを生徒同士で話し合ったり、発表している例がある。また、総合的な学習の時間等で、県が作成した「人権感覚育成プログラム」に掲載している、「ランドセルは男子が黒い色で、女子は赤色が多い」「風呂には父親が最初に入り、母親はいつも最後に入る」といった題材を通して、子供たちがジェンダーバイアスは身近にあることに気付くことができるよう取り組んでいる。さらに、県では教職員向けに男女平等意識を高める校内研修資料を作成し、ジェンダーバイアスの例に触れながら、教職員自身の男女平等意識について見直すとともに、男女平等教育の具体的な実践について考えてもらうよう取り組んでいる。そのほか、家庭内の男女共同参画について親子で話し合うことができるよう、保護者向けリーフレット「男女共同参画社会の実現を目指して」を作成し、男女共同参画に関する授業を実施する際に、児童生徒に配布している。

白土委員

これらのジェンダーバイアスに気付く機会をつくる考え方や具体的な施策については、今回の基本計画に含まれているという認識でよいか。

人権教育課長

ただ今申し上げた考え方や取組は、第4期教育振興基本計画の中に含まれているものと認識をしている。

【白土幸仁委員ほか4名から提出された第52号議案に対する修正案の説明】

白土委員

第52号議案、第4期埼玉県教育振興基本計画の修正案について説明する。この計画は、令和6年度から5年間の本県における教育の基本理念や基本目標、施策体系などの根幹を定め、県民に対して、埼玉県教育の姿勢を示す重要な基本計画である。教育を取り巻く社会の動向などを踏まえ、教育現場における問題点や課題にどのように対応していくか、また、対応を着実に進めていくためにどのように計画に位置付けするかなどについて、我が会派では慎重に検討を行ってきた。そこで、2月定例会文教委員会での審

査やその後の状況を踏まえ、本修正案において、魅力ある県立高校づくりの推進、地域と連携・協働した教育の推進、競技スポーツの推進に関する記述を加えることが適切であると考え、梅澤委員、吉良委員、林委員、森委員、そして、私との連名で修正案を提案する。

まず、魅力ある県立高校づくりの推進である。子供たちや社会のニーズに応え、魅力的で特色のある高等学校づくりを進めるに当たり、新たな中高一貫校、国際バカロレア認定校、専門学科の新設は、進学先として多様な選択肢の一つとなることから、施策の主な取組、社会のニーズに応える特色ある高等学校づくりの部分に修正案のとおり文言を追加するものである。

次に、地域と連携・協働した教育の推進についてである。子供たちが将来にわたって多様な活動ができる環境に地域差が生じないように明記すべきであり、また、地域クラブ活動の担い手である指導者においては、質と量の確保は重要であり、改めて明記すべきと考え、該当する施策の主な取組、地域における子供たちの多様な活動の場と機会を提供できる環境の整備の部分に修正案のとおり文言を追加するものである。

次に、競技スポーツの推進である。令和6年度現在、日本初開催となる東京デフリンピックが控えているにもかかわらず、計画の当初案にデフリンピックに関する記述が全く見られない状況である。パラスポーツとデフスポーツは別大会で開催されており、聴覚障害者はパラリンピックをはじめとするパラスポーツ大会には出場ができない。先ほど申し述べた2025年に日本で初めての開催となるデフリンピックは、第1回目の開催から100年目に当たるが、パラリンピックに比べ認知度が圧倒的に低い状況にある。また、「プラチナアスリート強化支援事業」において、国際大会で活躍する本県ゆかりの選手輩出を目的に、強化指定選手への支援が行われているが、対象競技は「パラリンピック競技又はデフリンピック競技」と明確に区分している。以上のことを踏まえると、パラスポーツとは別にデフスポーツを、また、パラアスリートとは別にデフアスリートを明記すべきであると考え、該当する施策の現状と課題、施策の方向性及び主な取組の部分に修正案のとおり文言を追加するものである。

以上の魅力ある県立高校づくりの推進、地域と連携・協働した教育の推進、競技スポーツの推進、これらは本県の教育行政における重要な課題であり、県民に誤解を与えない、より良い計画として県の姿勢を示すためにも、本県教育の根幹を定める第4期埼玉県教育振興基本計画に明記する修正案を提案するものである。以上で説明を終了する。

【第52号議案に対する修正案に関する質疑】

なし

【第52号議案に対する修正案及び原案に関する討論】

小川委員

第52号議案修正案に対して、反対の立場から討論を行う。

第52号議案については、令和6年2月定例会における継続審査とすべきものと求める動議の討論において、我が会派の町田委員より「我々の会派として、本基本計画案のビジョンや方向性などについては、原案でよいと考える」と討論を行った。その発言にあるとおり、本修正については反対とする。